

令和3年5月17日

保護者の皆様

金沢市立泉中学校  
校長 由井 力

**「まん延防止等重点措置」の適用と「石川緊急事態宣言」の期間延長に伴う  
新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い（令和3年5月17日時点）**

日頃より、本校の教育活動にご支援・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、5月14日、金沢市は「まん延防止等重点措置を実施すべき地域」に指定され、重点措置が適用されるとともに、「石川緊急事態宣言」の期間が延長されました。

つきましては、以下のとおり金沢市教育委員会より、感染症対策へのご協力についての通知が再度出されましたので、ご家庭においても感染症対策に努めていただきますよう、お願いいたします。

令和3年5月17日

保護者の皆様

金沢市教育委員会

**新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い（令和3年5月17日時点）**

5月14日、金沢市は「まん延防止等重点措置を実施すべき地域」に指定され、重点措置が適用されるとともに、「石川緊急事態宣言」の期間が延長されました。本市においても、子供達の感染増加が続いている状況です。

このような状況下においても、学びの保障のため、学校では一層の感染症対策を講じていきますが、ご家庭におかれましてもご協力をお願いいたします。

**■感染予防のための行動**

- 1 基本的な感染症対策（3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット）の徹底
- 2 毎朝の健康観察（検温、体調の確認）
- 3 十分な換気、手が触れる場所の消毒
- 4 不要不急の外出自粛など「人との接触機会の低減」に努めること
- 5 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 6 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること など

**■学校への連絡等のお願い**

お子さまやご家族とともに、以下のいずれかにあてはまる場合は、学校に連絡するとともにお子さまの登校は控え、休養または自宅待機していただくようお願いいたします。

- (1) 発熱等の風邪症状がみられる場合、または受診する場合
- (2) 新型コロナウイルス検査で陽性となった場合
- (3) 保健所から陽性者との濃厚接触者として特定された場合
- (4) 医師等の判断により検査を行った、または行うことになった場合

**■差別や偏見の防止**

ご家庭においても引き続き、差別や偏見の防止についてご協力をお願いいたします。

※裏面「石川県作成『石川緊急事態宣言』もご覧ください。」

# 石川緊急事態宣言

(対象期間：6月13日まで延長)

ご自身やご家族をはじめ大切な人の安全のためにも  
「新しい生活様式の実践」、「接触の回避」と  
「飛沫の防止」の徹底、「ワクチンの接種」  
について、ご協力をお願いいたします

## 石川緊急事態宣言 対策①(外出自粛要請等)

<以下の対応をお願いします>

- ・日中も含めた**不要不急の外出・移動の自粛**(特に**20時以降**は厳に控える)
- ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用、**営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用**を厳に控えていただくこと
- ・**不要不急の都道府県間の移動**は極力控えていただくこと
- ・路上・公園等における**集団での飲酒**など、感染リスクが高い行動は行わないこと
- ・医療機関・高齢者施設等における**面会**は自粛していただくこと
- ・発熱等の症状がある人は、**出勤、登校や社会活動の参加**を控えていただくこと

## 「まん延防止等重点措置」の適用について

【期間】

令和3年5月16日(日)～6月13日(日)

【重点措置を講じるべき区域(措置区域)】

金沢市

石川緊急事態宣言の期間

5月9日(日)～5月31日(月)

→ **6月13日(日)まで延長**

## 石川緊急事態宣言 対策⑦(県有施設等の対応について)

- ・兼六園、いしかわ動物園、のとじま水族館、ふれあい昆虫館などは臨時休園・休館
- ・県立美術館や歴史博物館をはじめとした文化施設などは、県主催のイベントは中止・延期

※ライトアップも中止

**期間：5月31日まで → 6月13日まで**

県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう要請